

第2次琴浦町男女共同参画プラン実施計画

■基本テーマ1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革

【成果目標】

項目	現 状	目 標 値	所管課	参考指標
1 町の審議会等における女性委員の割合	H23 29.3%	H29 40%以上	企画情報課	第1次琴浦町男女共同参画プラン実施計画
2 男女共同参画社会を知っている町民の割合	H23 48.9%	H28 60%以上	企画情報課	総合計画(後期計画)数値目標
3 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する割合	H23 50.8%	H28 55%	企画情報課	町民意識調査
4 「社会通念・慣習・しきたりなど」において男女の地位が平等であると考える割合	H23 9.4%	H28 20%	企画情報課	町民意識調査
5 自治会役員(集落において物事を決める際に決定権のある人)		H29 40%以上	企画情報課	
6 女性消防団員数	H24 8人	H29 15人	総務課	

●重点目標1 政策、方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の方向(1) 町の施策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第2次 NO	具体的施策	実施計画				備 考
		取組内容	主たる施策対象	町担当課	実施予定年度	
①	・審議会や委員会等への女性の登用促進(男女の登用率を均衡にする)	・別紙各委員会について、町条例に基づき、男女登用率が均衡(男女片方の性の比率が40%を下回らない)となるように努める。	各種委員会等委員	各課	25~29	
		・委員選任方法改善検討の推進	各種委員会等委員	各課	25~29	
②	・男女共同参画リーダーの養成促進	・県等主催男女共同参画関係研修事業広報及び候補者派遣	男女共同参画 リーダー候補者	社会教育課	25~29	

施策の方向(2) 地域の様々な分野における男女共同参画の促進(自治会、PTA等)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				備考
		取組内容	主たる施策対象	町担当課	実施予定年度	
①	・自治会等への女性役員登用の啓発	・区長会での男女共同参画の啓発	各区長	総務課	25～29	
		・女性消防団加入促進及び自主防災組織への女性の登用啓発	町民	総務課	25～29	
		・自治会組織の実態調査	各区長	総務課 企画情報課 社会教育課	25～29	

施策の方向(3) 女性のエンパワーメントの促進

第2次 NO	具体的施策	実施計画				備考
		取組内容	主たる施策対象	町担当課	実施予定年度	
①	・能力開発講座等の開催と情報の提供	・講座開催等の情報提供	町民	商工観光課 社会教育課	25～29	

●重点目標2 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進、学習機会の充実

施策の方向(1) 全町的な広がりを持った広報・啓発活動の展開

第2次 NO	具体的施策	実施計画				備考
		取組内容	主たる施策対象	町担当課	実施予定年度	
①	・男女共同参画に関する相談窓口の設置	・企画情報課を窓口とし、相談内容に応じて関係課・庁外機関と連携して対応	町民	企画情報課	25～29	
②	・男女共同参画フォーラム開催の支援	・男女共同参画推進会議のフォーラム開催を支援する。	町民	社会教育課	25～29	
③	・プランの普及・促進	・各種広報手段でのプランPR(男女共同参画についての認知度100%を目指す)	町民	社会教育課	25～29	
		・平成25年度にプランダイジェストを作成、適期配布を行う(講演会等機会を捉えて)	町民	企画情報課 社会教育課	25～29	
④	・男女共同参画に関する情報提供	・男女共同参画週間(毎年6月23～29日)をPR	町民	社会教育課	25～29	
⑤	・男女共同参画に関する情報提供	・男女共同参画人材の情報提供	町民	社会教育課	25～29	
		・人権図書コーナーの充実	町民	社会教育課	25～29	
		・広報等で各種研修機会等の情報提供	町民	社会教育課 人権・同和教育課	25～29	

施策の方向(2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育・社会教育の推進

第2次 NO	具体的施策	実施計画				備 考
		取組内容	主たる施策対象	町担当課	実施予定年度	
①	・男女共同参画社会実現に関する講演会の開催	・公民館等での講演会の実施	町民	社会教育課	25～29	

●重点目標3 男性や子どもにとっての男女共同参画の推進(新規)

施策の方向(1) 男女共同参画の視点に立った行政施策の見直し(新規)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				備 考
		取組内容	主たる施策対象	町担当課	実施予定年度	
①	・性別による固定的な役割分担意識にとらわれない学校運営の推進	・PTA活動の充実	保護者	教育総務課	25～29	
		・職場内(校内)研修の充実	教職員	教育総務課	25～29	
②	・男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	・研修会の開催	保護者	社会教育課	25～29	
③	・男女共同参画に関する学習機会の充実	・教育・啓発活動の実施。	町民	人権・同和教育課	25～29	
		・公民館等での講演会の実施	町民	社会教育課	25～29	
		・各種フォーラム、研修、講演会等での託児サービスの充実	町民	各課	25～29	
④	・男女共同参画プラン実施計画の見直し・検討	・本実施計画についての施策効果の検証・評価により計画の見直し、検討を行う。	町職員	各課	25～29	

施策の方向(2) 子どもの頃から男女共同参画の視点を取り入れた学校教育等の学習や体験の実施(新規)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				備 考
		取組内容	主たる施策対象	町担当課	実施予定年度	
①	・学校教育等における男女共同参画の視点を持った指導の充実	・インターネット、携帯等メディアとの接し方及びデートDVについての指導	児童・生徒・保護者	教育総務課	25～29	
		・図書室の情報コーナー設置	児童・生徒	教育総務課	25～29	
		・子ども相談機能の充実(スクールカウンセラー)	児童・生徒・保護者	教育総務課	25～29	
		・人権・同和教育の充実	児童・生徒	教育総務課	25～29	
		・学習場面、学校行事において男女が協力し合う教育活動の推進	児童・生徒	教育総務課	25～29	
②	・教育関係者の男女共同参画に関する意識の啓発	・教育関係者を対象とした研修機会設定	教育関係者	教育総務課 社会教育課	25～29	

■基本テーマ2 職場・家庭・地域において多様な生き方を選択できる社会の実現

【成果目標】

項目	現状		目標値		所管課	参考指標
	現状	数値	目標値	達成年度		
1 子育て支援センター年間利用者数	H22	11,040人	H28	12,000人	町民生活課	総合計画(後期計画)数値目標
2 ファミリー・サポート・センター年間利用件数	H23	74件	H28	200件	町民生活課	総合計画(後期計画)数値目標
3 職場において男女の地位が平等であるとする割合	H23	29.5%	H28	40%	企画情報課	町民意識調査
4 鳥取県男女共同参画推進企業認定企業数	H24	14企業	H29	20企業	企画情報課 社会教育課 商工観光課	

●重点目標4 職場における男女平等の推進

施策の方向(1) 男女がともに能力が発揮できる職場づくり

第2次 NO	具体的施策	実施計画				備考
		取組内容	主たる施策対象	町担当課	実施予定年度	
①	・女性の職域拡大と管理職への積極的登用の促進	・一般事業主行動計画作成推進啓発及び特定事業主行動計画遵守点検	町内事業所	商工観光課 総務課	25～29	
②	・賃金格差の解消に向けた啓発活動の推進	・広報等で啓発	町内事業所	商工観光課	25～29	
③	・再就職に向けた支援活動の促進	・就労に関する研修会等の開催と広報などによる情報提供	町内事業所 再就職希望者	商工観光課 社会教育課	25～29	
④	・母性保護等に関する法律及び指針の周知徹底	・広報等で周知	町内事業所	商工観光課 社会教育課 町民生活課	25～29	
⑤	・企業の管理職を対象とした男女共同参画研修の実施	・事業所内研修の開催推進	町内事業所	商工観光課 社会教育課	25～29	
⑥	・セクシュアル・ハラスメントの対策と相談窓口の設置	・セクシュアル・ハラスメント相談体制の整備と相談窓口の設置、並びに対策推進と相談窓口設置啓発	町内事業所	総務課 商工観光課	25～29	

施策の方向(2) 女性の能力開発促進のための支援

第2次 NO	具体的施策	実施計画				備考
		取組内容	主たる施策対象	町担当課	実施予定年度	
①	・企業における女性の能力発揮のための積極的取り組みの推進	・女性のための資格や技術の習得支援と情報提供	町内事業所	商工観光課 社会教育課	25～29	

施策の方向(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する取組の支援(新規・再掲)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				備 考
		取組内容	主たる施策対象	町担当課	実施予定年度	
①	・男女雇用機会均等法等の周知	・広報等で周知	町内事業所	商工観光課	25～29	
②	・多様な働き方を可能とする制度等の啓発促進	・町内事業所の勤務制度にかかる条件整備促進、啓発	町内事業所	商工観光課 総務課	25～29	
③	・「鳥取県男女共同参画推進企業認定制度」の推進	・企業への普及推進	町内事業所	社会教育課 商工観光課	25～29	
④	・「鳥取県家庭教育推進協力企業制度」の推進	・企業への普及推進	町内事業所	社会教育課 商工観光課	25～29	

●重点目標5 農林漁業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

施策の方向(1) 農業、商工業等の関係団体・組織を対象とした男女共同参画意識の啓発活動の推進(新規)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				備 考
		取組内容	主たる施策対象	町担当課	実施予定年度	
①	・性別による固定的な役割分担意識の解消	・広報・啓発の推進	農林漁業 商工自営業者	社会教育課 商工観光課 農林水産課	25～29	

施策の方向(2) 方針決定過程への女性の参画の拡大

第2次 NO	具体的施策	実施計画				備 考
		取組内容	主たる施策対象	町担当課	実施予定年度	
①	・方針決定の場への女性の参画の促進	・認定農業者協議会・女性部会の活動支援	認定農業者	農林水産課	25～29	

施策の方向(3) 女性の経営参画の促進と働きやすい環境の整備

第2次 NO	具体的施策	実施計画				備 考
		取組内容	主たる施策対象	町担当課	実施予定年度	
①	・女性の認定農業者の取得推進	・家族経営協定締結者に対し、再申請時に共同申請啓発情報提供を行う。	家族経営協定締結者	農林水産課	25～29	
②	・就業環境の整備	・家族経営協定締結促進 ・家族経営協定連絡会支援(補助及び事務局) ・家族経営協定推進	農業者 商工業・漁業 林業自営業者	農業委員会事務局 商工観光課 農林水産課	25～29	

●重点目標6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

施策の方向(1) 家庭・地域・職場における男女共同参画の促進

第2次 NO	具体的施策	実施計画				備 考
		取組内容	主たる施策対象	町担当課	実施予定年度	
①	・地域社会における性別による固定的な役割分担意識や慣習を見直す啓発活動の促進	・広報・啓発活動の促進	町民	人権・同和教育課 社会教育課	25～29	
②	・男性の育児休暇の取得の促進	・取得しやすい職場の環境整備啓発	町内事業所	商工観光課 総務課	25～29	
		・母子手帳交付時に育児休暇制度を啓発	保護者等	健康対策課	25～29	
③	・家事・子育て・介護等の講座の開催	・子育て講座等の開催	町民	社会教育課 町民生活課	25～29	
		・介護研修の実施	町民	福祉課	25～29	
		・男性対象の料理教室開催	男性	社会教育課 健康対策課	25～29	

施策の方向(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て介護の支援

第2次 NO	具体的施策	実施計画				備 考
		取組内容	主たる施策対象	町担当課	実施予定年度	
①	・職場中心の意識・ライフスタイルの見直し啓発	・ワーク・ライフ・バランスについて広報等で啓発	町民	商工観光課 社会教育課	25～29	
②	・ファミリーサポートセンターの充実	・ファミリーサポートセンターの会員登録の推進と、休日保育との連携をはかり、利用者の利便性を図る。	町民	町民生活課	25～29	
③	・放課後児童クラブの充実	・放課後子ども教室事業との連携	児童・生徒	町民生活課	25～29	
		・必要に応じ各小学校校区に児童クラブを設置	児童・生徒	町民生活課 人権・同和教育課	25～29	
		・支援が必要な児童に対応するための指導員研修会への参加を促進する。	指導員	町民生活課 人権・同和教育課	25～29	
④	・育児・介護を行う労働者に対する情報提供	・随時妊娠・出産・育児・介護に関する制度を紹介	町民	健康対策課 福祉課	25～29	
		・町内企業等を対象にした健康づくり出前講座	町民	健康対策課	25～29	
⑤	・子育てに関わる地域活動の支援	・子育て支援センターでの研修会開催	保護者等	町民生活課	25～29	

施策の方向(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する取組の支援(新規)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				備 考
		取組内容	主たる施策対象	町担当課	実施予定年度	
①	・男女共同参画に立った啓発の促進	・ワーク・ライフ・バランス等の広報啓発	町民	社会教育課	25～29	
②	・仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し啓発	・ワーク・ライフ・バランスについての広報啓発	町民	社会教育課	25～29	

■基本テーマ3 だれもが健康で安心して暮らせる環境の整備

【成果目標】

項目	現状		目標値		所管課	参考指標
1 24時間DV相談電話の認知度	H23	26.9%	H28	50%	町民生活課 企画情報課	町民意識調査
2 過去1年間にドメスティック・バイオレンス(DV)を受けたことがあると答えた人の割合	H23	1.4%	H28	0%に近づける	企画情報課	町民意識調査
3 がん検診受診率	H22	27.6%	H28	35%	健康対策課	総合計画(後期計画)数値目標
4 あいサポート企業・団体数	H24	10団体	H29	20団体	福祉課	

●重点目標7 高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、外国人が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向(1) 高齢者福祉計画、障がい福祉計画の推進(新規)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				備考
		取組内容	主たる施策対象	町担当課	実施予定年度	
①	・高齢者の社会参加活動の促進	・シルバー人材センター運営支援	高齢者	福祉課	25～29	
		・介護保険・高齢者福祉計画の推進	高齢者	福祉課	25～29	
		・介護予防教室の実施	高齢者	福祉課	25～29	
		・サークル活動支援事業の実施	高齢者	福祉課	25～29	
		・活動拠点の整備及び利用促進	高齢者	福祉課	25～29	
		・老人クラブ女性リーダー交流会支援	老人クラブ 女性リーダー	福祉課	25～29	
②	・総合的な障がいのある人の施策の推進	・琴浦町障害者計画の推進	町民	福祉課	25～29	
③	・介護における男女共同参画意識の啓発	・認知症を支えるまちづくりフォーラム開催	町民	福祉課	25～29	
④	・認知症への理解の啓発	・認知症を支えるまちづくりフォーラム開催	町民	福祉課	25～29	
		・企業に認知症サポーターを養成する	町内事業所	福祉課	25～29	
⑤	・男性の介護教室の開催	・介護教室開催及び男性参加推進	町民	福祉課	25～29	

施策の方向(2) ひとり親家庭に対する支援(新規)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				備 考
		取組内容	主たる施策対象	町担当課	実施予定年度	
①	・ひとり親家庭の生活安定と自立支援	・県母子家庭等日常生活支援事業推進	ひとり親家庭	福祉課	25～29	
		・町・県営住宅優先入居制度の実施	ひとり親家庭	建設課	25～29	
		・入学支度金の支給	ひとり親家庭	福祉課	25～29	

施策の方向(3) 在住外国人の支援(新規)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				備 考
		取組内容	主たる施策対象	町担当課	実施予定年度	
①	・国際交流やボランティア活動への支援	・国際交流協会との連携	町民	商工観光課	25～29	
②	・外国人が暮らしやすい環境整備	・外国語の母子手帳の交付対応	町民	健康対策課	25～29	
		・リーフレット等の多国語対応及び、関係機関と連携してのDV等諸問題への対応	町民	町民生活課	25～29	
		・日本語クラスの開催	在住外国人	町民生活課	25～29	
		・在住外国人交流事業の実施	在住外国人	町民生活課	25～29	
③	・国際感覚を身に付ける学習機会の提供	・韓国語講座の開催	町民	商工観光課	25～29	
		・外国語指導助手による外国語指導及び外国文化体験を通じた国際交流感覚の涵養	児童・生徒	教育総務課	25～29	

●重点目標8 あらゆる暴力の根絶

施策の方向(1) あらゆる暴力を許さない社会づくり

第2次 NO	具体的施策	実施計画				備 考
		取組内容	主たる施策対象	町担当課	実施予定年度	
①	・女性に対する暴力防止への社会的認識の徹底・推進	・公民館等での講演会の開催	町民	社会教育課	25～29	
		・相談窓口の設置及び広報による啓発	町民	町民生活課	25～29	
②	・DV被害対応マニュアルの充実	・DV関係機関相談対応マニュアルの活用	町民	町民生活課	25～29	
③	・DVに対する予防と認識の啓発	・要保護対策地域協議会と連携したパープルリボンの啓発活動の実施	町民	町民生活課	25～29	
		・町広報誌に啓発記事を掲載	町民	町民生活課	25～29	
		・児童生徒に対する教育	児童・生徒	教育総務課	25～29	

施策の方向(2) 被害者及び加害者に対する相談・支援体制の充実

第2次 NO	具体的施策	実施計画				備 考
		取組内容	主たる施策対象	町担当課	実施予定年度	
①	・公的相談機関と民間支援団体との連携	・中部地区ネットワーク会議への参加	町民	町民生活課	25～29	
②	・支援体制の充実	・相談窓口の設置及び関係機関への紹介	町民	町民生活課	25～29	
		・要保護児童対策地域協議会と連携した個別支援会議の開催	町民	町民生活課	25～29	
		・県の相談機関(心と女性の相談室・よりん彩)、及び県の実施している24時間電話相談体制を毎月広報。	町民	町民生活課	25～29	

●重点目標9 生涯を通じた男女の健康づくりの支援

施策の方向(1) 生涯を通じた男女の身体と心の健康づくりの推進

第2次 NO	具体的施策	実施計画				備 考
		取組内容	主たる施策対象	町担当課	実施予定年度	
①	・健康管理の支援・相談体制の整備	・国保特定検診・後期高齢者健康診査受診啓発・健康指導	町民	健康対策課	25～29	
		・健康ことうら計画の推進	町民	健康対策課	25～29	
		・健康づくりウォーキング事業	町民	健康対策課 社会教育課	25～29	
		・子宮・胃・大腸・乳・肺・前立腺がん検診の実施	町民	健康対策課	25～29	
		・子宮頸がん予防接種助成事業の実施	生徒	健康対策課	25～29	
		・健康相談会、健康教室の実施	町民	健康対策課	25～29	
		・男性対象の料理教室開催	男性	社会教育課 健康対策課	25～29	
		・心と身体の健康相談実施	町民	健康対策課	25～29	
		・ゲートキーパー(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ見守る人のこと)養成研修の実施	町民	健康対策課	25～29	
		・よりよい睡眠、うつ予防に関する健康教育の実施	町民	健康対策課	25～29	

施策の方向(2) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発

第2次 NO	具体的施策	実施計画				備 考
		取組内容	主たる施策対象	町担当課	実施予定年度	
①	・性教育の推進	・学校教育における性教育の充実	児童・生徒・保護者	健康対策課 教育総務課	25～29	
②	・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ概念に関する普及・啓発	・赤ちゃん訪問時に啓発	町民	健康対策課	25～29	
		・公民館等での講演会の実施	町民	社会教育課	25～29	

施策の方向(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

第2次 NO	具体的施策	実施計画				備 考
		取組内容	主たる施策対象	町担当課	実施予定年度	
①	・性感染症等防止対策の推進	・ホームページ等での情報提供	町民	健康対策課	25～29	
		・保健体育授業における指導、講演会の開催	生徒	教育総務課	25～29	
		・成人式で新成人にパンフレット等の配布	新成人	健康対策課	25～29	
②	・薬物乱用防止対策の推進	・防災無線等での情報提供	町民	健康対策課	25～29	
		・保健体育授業における指導、講演会の開催	生徒	教育総務課	25～29	

■プランの推進体制充実のための具体的施策

第2次 NO	具体的施策	実施計画				備 考
		取組内容	主たる施策対象	町担当課	実施予定年度	
①	・本町行政内の男女共同参画行政推進体制の確立	・町男女共同参画行政推進会議の設置及び開催	町	企画情報課	25～29	
		・職員の意識改革と資質向上のための研修会開催(年1回以上行う)	町職員	総務課 企画情報課	25～29	
②	・町民・事業者等との協力と連携の推進	・町プラン及び本実施計画に基づいて必要に応じて連携推進	町民等	全課	25～29	
③	・進捗状況の把握	・男女共同参画行政推進会議により、町プラン及び本実施計画についての、 ○進捗状況の把握 ○施策効果の検証・評価 を毎年度行う。	町	企画情報課	25～29	
		・上記にて把握された具体的施策の進捗状況及びプランの進捗に係る主要指標の公表	町民	企画情報課	25～29	
		・上記にて把握された進捗状況の男女共同参画審議会への報告及び意見聴取	男女共同参画審議会	企画情報課	25～29	
④	・国・県及び他の市町村との連携	・町プラン及び本実施計画に基づいて必要に応じて連携推進	国・県等	全課	25～29	